

第 41 号議案

令和 4 年度神戸市下水道事業剰余金処分の件

令和 4 年度神戸市下水道事業資本剰余金（科目がその他資本剰余金であるものに限る。）23,808,029,981円のうち3,967,658円を、神戸市下水道事業基金の取崩しのため処分する。

令和 5 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方公営企業法 ぬきがき

(剰余金の処分等)

第32条 [略]

2 [略]

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行  
わなければならない。

4 [略]